

「最新情報」

GSAP

2021年6月3日

## 「物品・サービス税委員会（「GSTカウンセル」）の第43回の会議において規定の更なる緩和が推薦されました」

2021年5月28日にGSTカウンセルは第43回の会議を実施し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し納税者へに救済措置を与えることを目標とするGST法及びその該当手続に関する変更を推薦しました。当該推薦事項はインド政府による通知に伴い適用とされます。

本アラートにおいてGSTカウンセルによるに該当の主要な推薦事項について情報を纏めております。

情報源: [https://www.cbic.gov.in/resources//htdocs-cbec/press-release/PRESS\\_RELEASE\\_43.pdf](https://www.cbic.gov.in/resources//htdocs-cbec/press-release/PRESS_RELEASE_43.pdf)

# 主要な推薦事項 (1/2)

- Anganwadi を含む教育機関へに提供されるサービスに対しては、当該供給にあたり資金調達に政府補助金または企業寄付によることにも関わらず、物品・サービス税（「GST」）の課税が免除されます。
- 無料で配布されAmphotericin Bを含むコロナウイルス感染症に関連する医療品に対する統合物品・サービス税（Integrated Goods and Services Tax (IGST)）の課税は2021年8月31日まで完全に免除されます。
- Amphotericin Bを含む医療品にたいする関税も免除されます。
- Diethylcarbamazine (DEC) 錠剤に対するGST 課税率も 12% から 5% に引き下げられました。
- 国立試験委員会または中央・州教育委員会が入学試験料を含む試験のために課する料金に対するGST 課税は免除されます。
- 2017年7月から 2021年4月までの課税期間における GSTR-3B の申告遅延に対する延滞料が恩赦されます。

登録者の区分	既存の総延滞料	変更後の総延滞料	条件
納税義務のない納税者	1日につきINR 20、ただし最高額はINR 10,000	格申告書につきINR 500	GSTR3Bを2021年6月1日～2021年8月31日の間に提出しなければなりません
納税義務のある納税者	1日につきINR 50、ただし最高額はINR 10,000	格申告書につきINR 1,000	

## 主要な推薦事項 (2/2)

- 2021年5月以降、中央物品・サービス税法（Central Goods and Services Act(「CGST 法」)）第 47 条による、年次総売上高（Annual Aggregate Turnover (AATO)）に基づく延滞料の合理化および削減：

登録者の区分	既存の総延滞料	変更後の総延滞料
納税義務のない全てのレギュラー納税者 (GSTR-3B/ GSTR-1)	1日につきINR 20、ただし最高額はINR 10,000	1日につきINR 20、ただし最高額はINR 500
前年度におけるAATOは <b>INR 1500万</b> 以下である納税者 (GSTR-3B/ GSTR-1)	1日につきINR 50、ただし最高額はINR 10,000	1日につきINR 50、ただし最高額はINR 2,000
前年度におけるAATOは <b>INR 1500万超～ INR 5000万</b> 以下である納税者 (GSTR-3B/ GSTR-1)		1日につきINR 50、ただし最高額はINR 5,000
前年度におけるAATOは <b>INR 5000万超</b> である納税者(GSTR-3B/ GSTR-1)		1日につきINR 50、ただし最高額はINR 10,000
簡易課税制度の適用を受ける納税義務のない納税者 (GSTR-4)	1日につきINR 200、ただし最高額はINR 5,000	1日につきINR 200、ただし最高額はINR 500
簡易課税制度の適用を受ける納税義務のある納税者(GSTR-4)		1日につきINR 200、ただし最高額はINR 2,000
GST法に基づき源泉税徴収を行う義務者(GSTR-7)	1日につきINR 200、ただし最高額はINR 10,000	1日につきINR 50、ただし最高額はINR 2,000

# 新型コロナウイルス感染症に関わる他の救済措置(1/2)

- 2021年5月1日付の通知書により納税者に与えられた救済措置以外には次の緩和措置が更に提供されました:

納税者の区分	延滞利息の適用率			以下の期間内に申告を行う場合には延滞料を放棄する	対象課税期間
	なし	1年につき9%	1年につき18%		
前年度における売上高はINR 5000万超である	-	期限日直後の15日以内	期限日直後の15日の後	期限日直後の15日以内	2021年5月
前年度における売上高はINR 5000万未満である	期限日直後の15日以内	左記の期限日から次の45日以内	期限日直後の60日の後	期限日直の後60日	2021年3月
	期限日直の後15日以内	左記の期限日から次の30日以内	期限日直後の45日の後	期限日直後の45日	2021年4月
	期限日直後の15日以内	左記の期限日から次の15日以内	期限日直後の30日の後	期限日直後の30日	2021年5月
簡易課税制度の適用を受ける納税者	期限日直後の15日以内	左記の期限日から次の45日以内	期限日直後の60日の後	-	2021年3月末期の第4四半期

## 新型コロナウイルス感染症のに関わる他の救済措置(2/2)

申告書・様式の 種類	課税対象期間	実際の期限	変更後の期限
GSTR-4	2020-21年度	2021年4月30日	2021年6月30日
ITC-04	2021年1月～3月	2021年4月25日	2021年6月30日
GSTR-1	2021年5月	2021年6月11日	2021年6月26日
IFF	2021年5月	2021年6月13日	2021年6月28日

- ルール 36(4) によると、納税者は、GSTR-2B で利用可能な適格な税額控除の 5% までを限度に暫定仕入税額控除 (ITC) を受けられます。なお、当該ルールは、納税者が2021年の4月および5月の様式 GSTR-3Bにて受け取る仕入税額控除には適用されませんが、2021年6月につき提出する様式 GSTR-3B の申告に対して累積的に適用されます。
- 法人及び有限責任事業組合には2021年8月31日まで電子検証コード（ electronic verification code (EVC) ）により申告をすることが許容とされます。
- 一定の例外を除き、2021年4月15日から2021年6月29日までの間に GST 法に該当する様々な行動の実施を終了するためのすべての期限は、2021年6月30日まで延長されました。



# お問合せ先



H-59AB, Lower Ground Floor  
Kalkaji, New Delhi 110019  
India



[info@gsapadvisors.com](mailto:info@gsapadvisors.com)



+91 (11) 4056 0819  
+91 (11) 4154 4443

**Disclaimer:** The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the inFormation contained herein.